

議案第50号

甲府市市税条例の一部を改正する条例制定について
甲府市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月10日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市市税条例の一部を改正する条例

甲府市市税条例（昭和25年8月条例第29号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第26条第1号中「扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。）」を加える。

第29条の5第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第16条の2第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第17条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例中附則第17条の改正規定は令和4年1月1日から、その他の改正規定及び次条の規定は令和6年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の第20条第2項、第26条第1号及び第29条の5第1項並びに附則第16条の2第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴う所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。